

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和6年2月21日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の一部改正に伴うため。

伊丹市国民健康保険条例の一部を改正する条例（令和 6
年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項中「第 6 条第 1 6 項」を「第 6 条第 1 8 項」に改める。

付 則

この条例は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。